

樹幹注入業務

特記仕様書

この仕様書は、この委託業務について、示すものとする。

なお、この仕様書に示していないものであっても、業務の性質上必要と認められるものがあるときは発注者の指示に従って実施するものとする。

1. 業務に関する留意事項等

(1) 受注者は、業務を実施するにあたっては、良好な状態を保持し、利用者が快適に利用できる施設として提供するためのものであることを十分留意し、所定の作業を適正に実施するものとする。

(2) 受注者は、業務を総括するため現場責任者を選任し、業務の指揮・監督その他一切の事項を処理させるものとする。

(3) 発注者は、業務が契約書及び仕様書に適合しないことが起きたときは、受注者に対してその業務の内容変更や手直しを命ずることができる。

(4) 受注者は、業務を遅滞のないようにするため、必要な作業員を確保し業務を効率的かつ迅速に行い疎漏のないようにするものとする。

(5) 受注者は、業務実施中に作業員の故意又は、重大な過失によって公園施設等の破損又は亡失したときは、その損害を賠償しなくてはならない。

(6) 作業中に作業員に労災事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任において解決すること。

2. 委託業務作業

(1) 樹幹注入区域及び本数 : 大神子海岸防風松林 118本※予定本数

(2) 使用薬剤名及び数量 : グリーンガードNEO又は同等 59,040ml(656本/90ml入)※予定数量

(3) 注入方法 : 使用方法及び手順を厳守すること。

(4) 安全対策

・休日や来園者が多い日の作業は行わないこと。

・作業員以外のものが触れないように注意喚起し、空容器は早めに回収する。また必要な安全対策を講じること。

(5) その他

・施工手順に基づいて、作業記録写真を撮影すること。

・樹幹注入後、管理プレートを設置すること。